

2019年12月23日

各位

会社名 株式会社 海帆

代表者名 代表取締役社長 久田 敏貴

(コード番号：3133 東証マザーズ)

問合せ先 常務取締役経営企画室室長 木曾 憲次郎

(TEL. 052-586-2666)

ノロウイルスによる食中毒事故発生に関するお知らせ

この度、弊社の店舗である「昭和食堂 伊勢店」におきまして、ノロウイルスによる食中毒事故が発生いたしました。同店舗は2019年12月22日付で食品衛生法第6条の規定に違反したとして同法第55条第1項の規定により営業停止を命じられましたので、下記のとおりお知らせいたします。

発症されたお客様には多大なる苦痛とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。また、同店舗をご利用いただいているお客様や関係者の皆様にも多大なご迷惑とご心配をお掛けしましたことを、重ねてお詫び申し上げます。

記

1. 食中毒事故の内容について

2019年12月17日、「昭和食堂 伊勢店」において、2019年12月15日にお食事をされた複数のお客様から食中毒の疑いの症状が発症している旨、連絡がございました。

その後、三重県伊勢保健所の調査の結果、19名（2グループ）のお客様に下痢・嘔吐・発熱などの症状が発症しており、お客様および弊社従業員の検便からノロウイルスGⅡが検出されたことから、三重県伊勢保健所により同店舗で提供した食事が原因であると判断されました。

2. 行政処分の内容について

処分店舗：昭和食堂 伊勢店

所轄保健所：三重県伊勢保健所

処分の理由：食品衛生法第6条の規定に違反した為

処分年月日：2019年12月22日

病因物質：ノロウイルスGⅡ

3. 再発防止策について

弊社では、日頃より衛生管理の徹底と従業員教育および社内体制の整備を推進してまいりましたが、この度はこのような食中毒事故を発生させてしまい、お客様や関係者の皆様に多大なご迷惑をお掛けいたしましたこと、改めて心より深くお詫び申し上げます。

この事態を厳粛に受け止め、当該店舗においては三重県伊勢保健所のご指導に従い、店舗設備や調理器具等の清掃・消毒・点検を改めて実施致しております。また、店舗設備や食材・従業員の衛生管理などを改善いたします。加えて、今後の再発防止に向けて以下の対策を実施し、全従業員が食の安全・安心の確保に努めてまいり所存でございます。

- (1) 従業員に対する食材取り扱い及び調理時の衛生管理を徹底いたします
- (2) 従業員の健康チェック、管理体制を徹底いたします
- (3) 従業員の教育体制を強化し、衛生管理マニュアルの遵守徹底いたします

このたびの事態を厳粛に受け止め深く反省し、再発防止に向けてさらに食の安全の確保に万全を期していく所存でございます。

今後とも何卒相変わらぬご支援を賜りますよう伏してお願い申し上げます。

なお、本件による業績に与える影響は軽微と考えておりますが、改めて開示が必要な場合には、別途速やかにお知らせいたします。

以上